

大井川堆積土砂排除 5か年計画 (第8次)

[単位:千m³]

区 分		年 度					合 計
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
①	島田市福用から 笹間渡鉄橋(大井川鐵道)まで 24km～36km	20	20	20	20	20	100
②	笹間渡鉄橋(大井川鐵道)から 塩郷堰堤下流まで 36km～46.8km	20	20	20	20	20	100
③	塩郷堰堤上流から 淙徳橋まで 46.8km～56.8km	150	150	150	110	110	670
④	淙徳橋から 寸又川合流点まで 56.8km～72km	185	185	185	225	225	1,005
小 計		375	375	375	375	375	1,875
⑤	寸又川流入土砂対策 特別排除(田野口～寸又川合流 点まで) 54km～72km	50	50	50	50	50	250
合 計		425	425	425	425	425	2,125

※ 上記排除量は、砂利採取法に基づく採取計画認可及び河川法に基づく土石採取許可における各年度の総採取量の上限を示すものである。ただし、区分④で河川管理者が掘削し、下流に仮置きした土砂を採取業者が採取する場合については、この限りではない。

※ 洪水等により土砂堆積量に著しい変動が生じた場合には、大井川砂利対策協議会において協議の上、大井川堆積土砂排除対策協議会に諮り、上記排除量を見直す場合がある。

※ 区分①と②の排除量は、前年度の河川測量の結果等に基づき、治水上の効果が認められる場合かつ河川管理上支障がないと認められる場合には、その合計量の範囲内で相互に増減することができる。

※ 区分④(区分④の範囲内の区分⑤を含む)における土砂排除については、治水上の安全性が確保されるまでの間(計画河床高の水準まで土砂が排除されるまでの間)に限り、採取業者からの減免申請により当該区分の土石採取料及び当該区分における土石採取のための新たな土地占用料を免除することができるものとする。